

諮問序：防衛大臣

諮問日：令和6年6月27日（令和6年（行情）諮問第750号）、同年9月5日（同第981号）、同年10月31日（同第1184号）、同年12月19日（同第1411号）、令和7年3月5日（令和7年（行情）諮問第316号及び同第317号）

答申日：令和7年11月7日（令和7年度（行情）答申第525号ないし同第528号、同第532号及び同第533号）

事件名：北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書の一部開示決定に関する件

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書の一部開示決定に関する件

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書6」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書11」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年11月1日付け防官文第2

2624号、令和6年1月9日付け同第70号、同年3月15日付け同第5891号、同年5月24日付け同第12444号、同年8月2日付け同第17881号、同年10月15日付け同第23353号並びに同年12月6日付け同第27764号及び同第27767号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

上記（1）アないしオ及びキと同旨。

（3）審査請求書3（原処分3について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（1）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（1）カと同旨。

（4）審査請求書4（原処分4について）

上記（3）アないしケと同旨。

（5）審査請求書5（原処分5について）

上記（3）アないしケと同旨。

（6）審査請求書6（原処分6について）

上記（3）アないしケと同旨。

（7）審査請求書7（原処分7及び原処分8について）

上記（3）アないしケと同旨。

（8）意見書（原処分7及び原処分8について）

意見：過去に開示された程度は開示可能である。

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する文書で、過去に諮問庁が開示した文書と同程度の内容は開示可能であると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）原処分1及び原処分7について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書6を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年11月1日付け防官文第22624号により、本件対象文書のうち、文書1（表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年12月6日付

け同第27764号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書6（文書1の表紙を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）原処分2及び原処分8について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書6を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年1月9日付け防官文第70号により、本件対象文書のうち、文書2（表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同年12月6日付け同第27767号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書6（文書2の表紙を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書6ないし文書8を特定し、令和6年3月15日付け防官文第5891号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

（4）原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書9を特定し、令和6年5月24日付け防官文第12444号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分4に対して提起されたものである。

(5) 原処分5について

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書10を特定し、令和6年8月2日付け防官文第17881号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分5に対して提起されたものである。

(6) 原処分6について

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書11を特定し、令和6年10月15日付け防官文第23353号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分6に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分7について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は、複写の交付を受けていない。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

カ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

キ 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録を特定している。

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分7においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分1及び原処分7において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分8について

ア及びイ 上記(1)ア及びイと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エないしサ 上記(1)エないしサと同旨（ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分1及び原処分7」とあるのは「原処分2及び原処分8」と読み替える。）。

(3) 原処分3について

ア及びイ 上記(1)キ及びイと同旨。

ウ 上記（２）ウと同旨。

エないしケ 上記（１）エ、オ及びクないしサと同旨（ただし、「原処分１及び原処分７」とあるのは「原処分３」と読み替える。）。

（４）原処分４について

上記（３）アないしケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分７」とあるのは「原処分４」と読み替える。）。

（５）原処分５について

上記（３）アないしケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分７」とあるのは「原処分５」と読み替える。）。

（６）原処分６について

上記（３）アないしケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分７」とあるのは「原処分６」と読み替える。）。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和６年６月２７日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第７５０号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年７月８日 | 審議（同上） |
| ④ 同年９月５日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第９８１号） |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同月２０日 | 審議（同上） |
| ⑦ 同年１０月３１日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１１８４号） |
| ⑧ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑨ 同年１１月１５日 | 審議（同上） |
| ⑩ 同年１２月１９日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１４１１号） |
| ⑪ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑫ 令和７年１月１７日 | 審議（同上） |
| ⑬ 同年３月５日 | 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第３１６号及び同第３１７号） |
| ⑭ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑮ 同月１７日 | 審議（同上） |
| ⑯ 同年４月２１日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上） |

- ⑰ 同年１０月１６日 本件対象文書の見分及び審議（令和６年（行情）諮問第７５０号、同第９８１号、同第１１８４号、同第１４１１号、令和７年（行情）諮問第３１６号及び同第３１７号）
- ⑱ 同月３０日 令和６年（行情）諮問第７５０号、同第９８１号、同第１１８４号、同第１４１１号、令和７年（行情）諮問第３１６号及び同第３１７号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和７年（行情）諮問第３１６号及び同第３１７号において、諮問庁は、原処分１及び原処分２に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の３のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊が活動の資とするために収集・処理した情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、害意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1 (令和 7 年 (行情) 諮問第 3 1 6 号)

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。＊「編成・装備・作戦・戦闘」の意味は、「演習対抗部隊」(訓練資料 4-10-01-03-26-0)におけるものと同じ。

(2) 本件請求文書 2 (令和 7 年 (行情) 諮問第 3 1 7 号)

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第 2 2 6 2 4 号 (2023. 9. 5-本本 B 1 2 7 4) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2023. 9. 5-本本 B 1 2 7 4) の後に綴られた文書の全て (ただし「各国データ (北朝鮮) 2019 年 4 月」は除く)。

(3) 本件請求文書 3 (令和 6 年 (行情) 諮問第 7 5 0 号)

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第 7 0 号 (2023. 11. 13-本本 B 1 6 6 0) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2023. 11. 13-本本 B 1 6 6 0) の後に綴られた文書の全て (ただし「各国データ (北朝鮮) 2019 年 4 月」及びその更新文書は除く)。

(4) 本件請求文書 4 (令和 6 年 (行情) 諮問第 9 8 1 号)

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第 5 8 9 1 号 (2024. 1. 16-本本 B 2 1 5 9) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2024. 1. 16-本本 B 2 1 5 9) の後に綴られた文書の全て (ただし「各国データ (北朝鮮) 2019 年 4 月」及びその更新文書は除く)。

(5) 本件請求文書 5 (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 1 8 4 号)

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち 2024. 3. 26-本本 B 2 6 6 2 で特定された後に綴られた文書の全て (ただし「各国データ (北朝鮮) 2019 年 4 月」及びその更新文書は除く)。

(6) 本件請求文書 6 (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 4 1 1 号)

北朝鮮軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち 2024. 6. 4-本本 B 3 8 3 で特定された後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書 1 各国データ (北朝鮮) 2019 年 4 月

文書 2 2019 年度各国データ (北朝鮮)

文書3 2020年度各国データ（北朝鮮）基礎情報隊 2021年6月
文書4 2021年度各国データ（北朝鮮）
文書5 2022年度各国データ（北朝鮮）
文書6 北朝鮮の「戦術核運用部隊」の任務・編成（カレント分析22－0292 令和5年4月25日）
文書7 北朝鮮の軍事力（防衛省）
文書8 資料4 北朝鮮の海軍力～ミサイル能力を中心に～（令和2年6月）
文書9 金正恩、西部地区重要作戦訓練基地を現地視察***（カレント分析24－0163 令和6年3月7日）
文書10 北朝鮮の新型戦車の戦力化の現状（カレント分析24－0214 令和6年3月29日）
文書11 北朝鮮の新型戦闘機導入に関する考察（カレント分析24－0594 令和6年8月8日）

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（1）本件請求文書1の対象として特定された文書（令和7年（行情）諮問第316号）

ア 原処分1

文書1（表紙のみ。）

イ 原処分7

文書1ないし文書6（文書1の表紙を除く。）

（2）本件請求文書2の対象として特定された文書（令和7年（行情）諮問第317号）

ア 原処分2

文書2（表紙のみ。）

イ 原処分8

文書2ないし文書6（文書2の表紙を除く。）

（3）本件請求文書3の対象として特定された文書（原処分3）（令和6年（行情）諮問第750号）

文書6ないし文書8

（4）本件請求文書4の対象として特定された文書（原処分4）（令和6年（行情）諮問第981号）

文書9

（5）本件請求文書5の対象として特定された文書（原処分5）（令和6年（行情）諮問第1184号）

文書10

（6）本件請求文書6の対象として特定された文書（原処分6）（令和6年

(行情) 諮問第 1 4 1 1 号)
文書 1 1

別表

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2 枚目、3 枚目、6 枚目、1 3 2 枚目、1 4 6 枚目、4 1 2 枚目、4 1 3 枚目、4 7 2 枚目、4 7 3 枚目、4 8 7 枚目、4 9 1 枚目、5 1 1 枚目ないし 5 1 3 枚目、5 1 5 枚目、5 1 8 枚目、5 2 0 枚目、5 2 2 枚目ないし 5 2 5 枚目、5 2 8 枚目、5 2 9 枚目、5 3 1 枚目ないし 5 3 4 枚目、5 4 6 枚目、6 4 2 枚目、6 6 1 枚目、6 6 2 枚目、6 6 8 枚目ないし 6 7 0 枚目、6 7 3 枚目、6 7 6 枚目、6 8 1 枚目、6 8 2 枚目、6 8 4 枚目、6 9 8 枚目、7 0 0 枚目、7 0 1 枚目、8 6 5 枚目、8 6 6 枚目、9 0 1 枚目、9 0 2 枚目、9 3 2 枚目、9 6 8 枚目ないし 9 7 0 枚目、9 7 9 枚目、9 8 0 枚目、9 9 0 枚目、9 9 2 枚目、1, 0 1 2 枚目、1, 0 3 6 枚目、1, 0 6 5 枚目、1, 0 7 6 枚目、1, 0 9 0 枚目、1, 0 9 1 枚目、1, 1 4 1 枚目、1, 1 7 7 枚目、1, 1 8 1 枚目、1, 2 0 9 枚目、1, 2 2 6 枚目、1, 3 0 9 枚目、1, 3 9 3 枚目、1, 3 9 6 枚目、1, 3 9 8 枚目、1, 3 9 9 枚目、1, 4 5 9 枚目、1, 4 6 1 枚目、1, 4 6 5 枚目、1, 4 6 7 枚目、1, 4 6 8 枚目、1, 4 7 9 枚目、1, 4 9 3 枚目、1, 4 9 8 枚目、1, 5 0 5 枚目、1, 5 4 8 枚目、1, 6 3 1 枚目、1, 6 4 7 枚目、1, 6 4 9 枚目、1, 6 5 3 枚目及び 1, 7 0 3 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	4 枚目、5 枚目及び 6 9 7 枚目のそれぞれ全て	
	7 枚目ないし 1 3 1 枚目、1 3 3 枚目ないし 1 4 5 枚目、1 4 7 枚目ないし 4 1 1 枚目、4 1 4 枚目ないし 4 7 1 枚目、4 7 4 枚目ないし 4 8 6 枚目、4 8 8 枚目ないし 4 9 0 枚目、4 9 2 枚目ないし 5 1 0 枚目、5 1 4 枚目、5 1 6 枚目、5 1 7 枚目、5 1 9 枚目、5 2 1 枚目、5 2 6 枚目、5 2 7 枚目、5 3 0 枚目、5 3 5 枚目ないし 5 4	

	5枚目、547枚目ないし641枚目、643枚目ないし660枚目、663枚目ないし667枚目、671枚目、672枚目、674枚目、675枚目、677枚目ないし680枚目、683枚目、685枚目ないし696枚目、699枚目、702枚目ないし784枚目、786枚目ないし864枚目、867枚目ないし900枚目、903枚目ないし931枚目、933枚目ないし967枚目、971枚目ないし978枚目、981枚目ないし989枚目、991枚目、993枚目ないし1,011枚目、1,013枚目ないし1,035枚目、1,037枚目ないし1,064枚目、1,066枚目ないし1,075枚目、1,077枚目ないし1,089枚目、1,092枚目ないし1,140枚目、1,142枚目ないし1,176枚目、1,178枚目ないし1,180枚目、1,182枚目ないし1,208枚目、1,210枚目ないし1,225枚目、1,227枚目ないし1,308枚目、1,310枚目ないし1,392枚目、1,394枚目、1,395枚目、1,397枚目、1,400枚目ないし1,458枚目、1,460枚目、1,462枚目ないし1,464枚目、1,466枚目、1,469枚目ないし1,478枚目、1,480枚目ないし1,492枚目、1,494枚目ないし1,497枚目、1,499枚目ないし1,504枚目、1,506枚目ないし1,547枚目、1,549枚目ないし1,630枚目、1,632枚目ないし1,646枚目、1,648枚目、1,650枚目ないし1,652枚目、1,654枚目ないし1,702枚目及び1,704枚目ないし1,717枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書2	2枚目ないし6枚目、88枚目、277枚目、278枚目、337枚目、338枚目、345枚目、351枚目、352枚目、356枚目、370枚目、376枚目ないし378枚目、380枚目、381枚目、384枚目、386枚目、38	

	9枚目ないし391枚目、394枚目、395枚目、397枚目ないし400枚目、412枚目、506枚目、526枚目、527枚目、533枚目ないし535枚目、538枚目、541枚目、546枚目、547枚目、549枚目、563枚目、565枚目、566枚目、735枚目、736枚目、776枚目、777枚目、807枚目、843枚目ないし845枚目、853枚目、854枚目、866枚目、868枚目、869枚目、889枚目、914枚目、941枚目、952枚目、967枚目、1,003枚目、1,007枚目、1,034枚目、1,051枚目、1,134枚目、1,218枚目、1,225枚目ないし1,229枚目、1,299枚目、1,301枚目、1,306枚目、1,308枚目、1,309枚目、1,320枚目、1,334枚目、1,339枚目、1,345枚目、1,404枚目、1,488枚目、1,504枚目、1,506枚目、1,510枚目、1,534枚目及び1,561枚目のそれぞれ一部	
	7枚目ないし87枚目、89枚目ないし276枚目、279枚目ないし336枚目、339枚目ないし344枚目まで、346枚目ないし350枚目、353枚目ないし355枚目、357枚目ないし369枚目、371枚目ないし375枚目、379枚目、382枚目、383枚目、385枚目、387枚目、388枚目、392枚目、393枚目、396枚目、401枚目ないし411枚目、413枚目ないし505枚目、507枚目ないし525枚目、528枚目ないし532枚目、536枚目、537枚目、539枚目、540枚目、542枚目ないし545枚目、548枚目、550枚目ないし562枚目、564枚目、567枚目ないし734枚目、737枚目ないし775枚目まで、778枚目ないし806枚目、808枚目ないし842枚目、846枚目ないし852枚目、855枚目ないし865枚目、867枚	

	目、８７０枚目ないし８８８枚目まで、８９０枚目ないし９１３枚目、９１５枚目ないし９４０枚目、９４２枚目ないし９５１枚目、９５３枚目ないし９６６枚目、９６８枚目ないし１，００２枚目、１，００４枚目ないし１，００６枚目、１，００８枚目ないし１，０３３枚目、１，０３５枚目ないし１，０５０枚目、１，０５２枚目ないし１，１３３枚目、１，１３５枚目ないし１，２１７枚目、１，２１９枚目ないし１，２２４枚目、１，２３０枚目ないし１，２９８枚目、１，３００枚目、１，３０２枚目ないし１，３０５枚目、１，３０７枚目、１，３１０枚目ないし１，３１９枚目、１，３２１枚目ないし１，３３３枚目、１，３３５枚目ないし１，３３８枚目、１，３４０枚目ないし１，３４４枚目、１，３４６枚目ないし１，４０３枚目、１，４０５枚目ないし１，４８７枚目、１，４８９枚目ないし１，５０３枚目まで、１，５０５枚目、１，５０７枚目ないし１，５０９枚目まで、１，５１１枚目ないし１，５３３枚目、１，５３５枚目ないし１，５６０枚目及び１，５６２枚目ないし１，５７６枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書 3	２枚目、３枚目、６枚目、６９枚目、１９２枚目、１９３枚目、２６２枚目、２６３目、２６９枚目、２７２枚目、２７３枚目、２７７枚目、２９１枚目、２９９枚目、３００枚目、３０２枚目、３０３枚目、３０５枚目、３０８枚目、３１１枚目ないし３１４枚目、３１８枚目、３２０枚目、３２４枚目、３２９枚目、３３０枚目、３４３枚目、４３７枚目、４５７枚目、４５８枚目、４６５枚目ないし４６７枚目、４７７枚目、４７９枚目、４８４枚目、４８５枚目、４８７枚目、５０１枚目、５０３枚目、５０４枚目、６８４枚目、６８５枚目、７２５枚目、７２６枚目、７５５枚目、７９２枚目ないし７９４枚目、８０３枚目、８０４枚目、８１６枚目、８１８枚目、８３９枚目、８４０枚目、８６５枚目、８９２枚目、９０２枚目、９１７枚目、９５２枚目、９５３枚	

	目、9 5 7 枚目、9 6 7 枚目、9 7 6 枚目、9 8 4 枚目、1, 0 0 1 枚目ないし1, 0 0 3 枚目、1, 0 8 8 枚目ないし1, 0 9 2 枚目、1, 1 4 6 枚目、1, 1 7 8 枚目、1, 1 8 1 枚目、1, 1 8 3 枚目、1, 1 8 7 枚目ないし1, 1 8 9 枚目、1, 2 7 4 枚目、1, 2 7 6 枚目、1, 2 8 1 枚目、1, 2 8 3 枚目、1, 2 8 4 枚目、1, 2 8 5 枚目、1, 2 9 6 枚目、1, 3 1 0 枚目、1, 3 1 5 枚目、1, 3 2 1 枚目、1, 3 7 6 枚目、1, 3 7 7 枚目、1, 3 8 3 枚目、1, 4 1 4 枚目、1, 4 6 9 枚目、1, 4 8 4 枚目、1, 4 9 3 枚目、1, 4 9 6 枚目及び1, 5 2 3 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目、5 枚目、1, 2 7 5 枚目、1, 2 7 7 枚目ないし1, 2 8 0 枚目、1, 2 8 2 枚目、1, 2 8 6 枚目ないし1, 2 9 5 枚目、1, 2 9 7 枚目ないし1, 3 0 9 枚目、1, 3 1 1 枚目ないし1, 3 1 4 枚目、1, 3 1 6 枚目から1, 3 2 0 枚目、1, 3 2 2 枚目ないし1, 3 7 5 枚目、1, 3 7 8 枚目ないし1, 3 8 2 枚目、1, 3 8 4 枚目ないし1, 4 1 3 枚目、1, 4 1 5 枚目ないし1, 4 6 8 枚目、1, 4 7 0 枚目ないし1, 4 8 3 枚目及び1, 4 8 5 枚目ないし1, 4 8 9 枚目のそれぞれ全て	
	7 枚目ないし6 8 枚目、7 0 枚目ないし1 9 1 枚目、1 9 4 枚目ないし2 6 1 枚目、2 6 4 枚目ないし2 6 8 枚目まで、2 7 0 枚目、2 7 1 枚目、2 7 4 枚目ないし2 7 6 枚目まで、2 7 8 枚目ないし2 9 0 枚目、2 9 2 枚目ないし2 9 8 枚目、3 0 1 枚目、3 0 4 枚目、3 0 6 枚目、3 0 7 枚目、3 0 9 枚目、3 1 0 枚目、3 1 5 枚目ないし3 1 7 枚目まで、3 1 9 枚目、3 2 1 枚目ないし3 2 3 枚目、3 2 5 枚目ないし3 2 8 枚目、3 3 1 枚目ないし3 4 2 枚目、3 4 4 枚目ないし4 3 6 枚目、4 3 8 枚目ないし4 5 6 枚目まで、4 5 9 枚目ないし4 6 4 枚目、4 6 8 枚目ないし4 7 6 枚目、4 7 8 枚目、4 8 0 枚目ないし4 8 3 枚目、4 8 6 枚目、4 8 8 枚目ないし5 0 0 枚目、5 0 2 枚目、5 0 5 枚目ないし6 8 3 枚目、6 8	

	6枚目ないし724枚目まで、727枚目ないし754枚目、756枚目ないし791枚目、795枚目ないし802枚目、805枚目ないし815枚目、817枚目、819枚目ないし838枚目まで、841枚目ないし864枚目、866枚目ないし891枚目、893枚目ないし901枚目、903枚目ないし916枚目、918枚目ないし951枚目、954枚目ないし956枚目、958枚目ないし966枚目、968枚目ないし975枚目、977枚目ないし983枚目まで、985枚目ないし1,000枚目、1,004枚目から1,087枚目、1,093枚目ないし1,145枚目、1,147枚目ないし1,177枚目、1,179枚目、1,180枚目、1,182枚目、1,184枚目から1,186枚目、1,190枚目ないし1,273枚目、1,490枚目ないし1,492枚目、1,494枚目、1,495枚目、1,497枚目ないし1,522枚目及び1,524枚目ないし1,562枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書4	2枚目ないし664枚目、666枚目ないし675枚目、677枚目ないし683枚目及び685枚目ないし1,516枚目のそれぞれ一部	
文書5	2枚目ないし1,464枚目のそれぞれ一部	
	1,465枚目ないし1,469枚目のそれぞれ全て	
文書6	1枚目の一部	
	2枚目ないし13枚目のそれぞれ全て	
文書8	2枚目ないし6枚目のそれぞれ全て	
文書9	件名及び1枚目のそれぞれ一部	
	2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書10	文書の一部	
文書11	1枚目の一部	
	2枚目の全て	

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。